

株式会社ハーモテック会社方針

■ 強制労働禁止方針

本方針は、株式会社ハーモテック（以下、当社）及びその役職員が、強制労働禁止に関する諸法令を遵守し、強制労働を一切禁止することを目的として策定する。

- 1 | 当社及びその役職員は、強制労働禁止に関する法令を十分に確認し、違反しないよう注意しなければならない。
- 2 | 当社及びその役職員は、強制、拘束、または非自主的な囚人労働、奴隷や人身売買による労働力を用いてはならない。これには、搾取目的での脅迫、強制、支配、拉致、詐欺によって弱い立場にある人を移送、藏匿、募集、譲渡、または引き取りをすることが含まれる。
- 3 | 当社及びその役職員は、すべての労働は自主的なものでなくてはならないこと、及び従業員は自己の意思で離職するまたは雇用を終了することができることを認識し、これらが確保されるよう必要な措置をとらなければならない。

■ 贈収賄禁止方針

本方針は、株式会社ハーモテック（以下、当社）及びその役職員が、誠実な事業活動を行うため、贈収賄・腐敗行為・賄賂・恐喝・横領を一切禁止することを目的として策定する。

- 1 | 公務員等またはその他事業者の役職員に対し、事業上の便宜の獲得を目的として、直接または間接的に金品その他の利益の供与・申し出・約束をすることを禁ずる。
- 2 | 事業上の便宜を提供する対価として、公務員等またはその他事業者の役職員に対し、金品その他の利益の要求・收受を禁ずる。
- 3 | 接待・贈答を授受する際は、目的・頻度・相手・金額などの面から社会通念上適切な範囲内とし、第三者から不信や疑惑を持たれるような行為は禁ずる。
- 4 | 贈収賄を含め、横領、インサイダー取引、利益供与の強要、不正入札など自己または第三者の職務上の権力、地位を濫用する腐敗行為または腐敗行為に加担する行為を禁ずる。

■ 人権方針

本方針は、株式会社ハーモテック（以下、当社）及びその役職員が、企業理念に基づき、企業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重し、自らの事業活動において生じる人権への負の影響に対処することにより、人権尊重を促進することを目的として策定する。

- 1 | 「国際人権章典」「国連グローバルコンパクト」「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範を尊重する。
- 2 | 人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デューデリジェンスを実施する。
- 3 | 事業活動のすべてのプロセスにおいて関わるステークホルダーの人権を尊重する。あらゆる事業活動において、人種、民族、国籍、性別、性的指向、性自認、年齢、出身、社会的身分、信条、宗教、障がいの有無、身体的特徴などを理由にした差別や人権侵害を行わない。

株式会社ハーモテック会社方針

- 4 | 当社の事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、或いは関与が明らかになった場合、適切な手続き・対話を通じてその是正に取り組む。
- 5 | 本方針が全ての事業活動に組み込まれ、実行されるよう当社の役職員に対し、適切な教育を行い、人権啓発に取り組む。

■ 安全衛生方針

本方針は、株式会社ハーモテック（以下、当社）及びその役職員が、業務に伴う危険を常に意識し、正しい作業、行動を執れるように意識付け、労働安全衛生環境の向上と整備を目的として策定する。

- 1 | 事業活動において、当社の役職員の労働安全衛生を最優先する。
- 2 | 当社の役職員の健康維持・増進を積極的に支援する。
- 3 | 労働安全衛生に関して、当社の役職員との円滑なコミュニケーションを図り、危険要因の抽出と排除を進める。
- 4 | 当社の役職員に対し、本方針を周知させ、教育、訓練を通じて労働安全衛生における配慮義務及び順守義務を自覚させる。

■ 倫理方針

- 1 | 事業活動を行うにあたっては、各国および各地域の法令・規則、国際的なルールおよび社内ルールを遵守する。
- 2 | 事業活動を行うにあたっては、業法を確認のうえ、必要な許認可等を取得する等、その内容を十分に理解し、各種業法を遵守する。
- 3 | 会社が特定の政治団体や政党、候補者を含む政治家を支援することはない。また、会社が政治献金することを禁ずる。
- 4 | 反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- 5 | 他人および他社の知的財産権を尊重し、これを侵害する行為を行わない。
- 6 | 当社の役職員、顧客、関係する他社の社員等の個人情報には業務以外の目的で収集および利用しない。また、その管理にあたっては関係者以外に漏洩することのないよう十分に留意する。
- 7 | 製品の開発、製造、販売にあたっては、国内外の諸法令・安全規格および自主基準を遵守する。また、製品の安全設計の実現に努め、製品の安全確保のために常に適切な品質管理を行う。
- 8 | 私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法は行わず、独占禁止法、諸外国の競争法を遵守する。